

## 令和2年度事業計画書

### 1 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるH I V感染者の調査研究事業

#### (定款第4条2号関係)

エイズ発症前の血液製剤によるH I V感染者で、免疫能力が低下している者に対し、日常生活の中での発症予防のため、健康管理費用の支給を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に事務を委託して行う。また、対象者からの報告をもとに発症予防に資する研究を行うため、研究班による調査研究事業を引き続き実施することとしている。

調査研究事業に要する費用については、国の補助金によるものとする。

### 2 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業

#### (定款第4条1号関係)

エイズの発症に伴う健康の管理に必要な費用の負担を軽減し、もって血液製剤によるエイズ患者等の福祉の向上を図るため、発症者に健康管理手当の支給を機構に事務を委託して行う。

健康管理支援事業に要する費用については、製薬会社が6割を拠出し、国が4割を支弁することによるものとする。

### 3 血液製剤によるエイズ患者遺族等相談事業

#### (定款第4条1号関係)

血液製剤によるH I V感染により子や夫等を亡くした遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るため、エイズ患者の遺族等が相談員となり、電話や面接による相談や訪問による相談を実施する遺族等相談事業、相談員の質の向上を図るための研修会事業、遺族等の相談会等事業、遺族等支援サポートネットワーク構築、遺族の健康相談事業・健康支援事業、H I V感染者等の被支援者の個々の状況に寄り添い、自立を支援する生活拠点支援事業を実施する。

本事業に要する費用については、国の補助金によるものとする。

#### 4 血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業（全血製剤又は血液成分製剤関係）

##### （定款第4条1号関係）

非加熱凝固因子製剤及び輸血用血液製剤によるH I V感染者、エイズ発症者及びその遺族に対し、医薬品副作用被害救済制度に準じた救済を行うため、昭和64年1月に創設され、H I V訴訟の和解（平成8年3月）の後、平成13年3月をもって廃止された。しかし、本事業廃止の時点で全血製剤、血液成分製剤の投与による感染者及び発症者がいたため、その者に限り支給を継続することとされている。この手当の支給については、機構に事務を委託して行い、実施に要する費用については、日本赤十字社の拠出金によるものとする。

#### 5 ヤコブ病サポートネットワーク事業

##### （定款第4条3号関係）

ヒト乾燥硬膜によるクロイツフェルト・ヤコブ病患者及びその家族等並びにヒト乾燥硬膜移植経験者からの相談事業などの支援・援助事業を行うことを目的とする支援機構（ヤコブ病サポート・ネットワーク）に事務を委託して行う。

この事業に要する費用については、国の補助金によるものとする。